

市会改革に係る検討項目（案）

I 前任期からの申送り事項

- ① 議員定数の見直し
- ② 議会基本条例の策定

II 今期に代表世話人会等で提案された事項

- ① 交渉会派の基準・・・*
- ② 一人会派の取扱い
- ③ 本会議における会派の発言順位
- ④ 本会議における一般質問（個人質問）の拡大・・・Ⅲ－２－⑦と同じ
- ⑤ 代表質問における非交渉会派の取扱い・・・*
- ⑥ 会議録作成部数等の在り方見直しによる議会費の経費削減

III 京都市会改革の取組において掲げた具体的取組

1 開かれた市会（市民に身近な市会）

- ① 委員会における直接傍聴の実施
- ② 本会議場における市民に分かりやすい質問・質疑の在り方の検討
- ③ 正副議長・委員長による議会活動・委員会活動等の情報発信
- ④ 議案に対する議員個人の賛否態度の公表
- ⑤ 代表質問項目の事前公表
- ⑥ 出席者が和服を着用する「きもの議会」の開催

2 討論する市会（多様な意見を集約する市会）

- ① 議員間討議の充実
- ② 政策討論会の実施
- ③ 紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化
- ④ 執行機関に対する反問権・質問趣旨確認権の付与
- ⑤ 議員の複数常任委員会への所属
- ⑥ 弾力的な会期設定
- ⑦ 本会議における一般質問の充実

3 衆知を集める市会（多くの知恵を生かす市会）

- ① 重要議案に対する公聴会の開催
- ② 参考人制度の積極活用（招致手続の簡素化）
- ③ 専門的知見の活用
- ④ 外部の有識者等からなる付属機関、調査機関等の設置
- ⑤ 市内外からの議会サポーターの募集
- ⑥ 他都市議会との連携の強化

4 行動する市会（主体的に提案・説明する市会）

- ① 委員会から執行機関への政策提案
- ② 超党派の政策研究会の設置
- ③ 正副委員長主導による委員会運営
- ④ 議会報告会の実施
- ⑤ 意見聴取会の実施
- ⑥ 出前議会の実施
- ⑦ 市民モニター制度
- ⑧ 市政一般について市民が発言する場の設置（市民議会演説制度）

*印については、平成23年9月定例会までに検討を要するもの